

八王子市原子爆弾被爆者に対する見舞金支給要綱

平成24年6月1日施行

改正 平成27年4月1日 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、原子爆弾被爆者（以下「被爆者」という。）に対し、見舞金を支給することにより、過去の被災を見舞うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、八王子市とする。

(資格要件)

第3条 見舞金の支給を受けることができる者は、当該年度の7月1日（以下「基準日」という。）現在八王子市内に住所を有する者で、かつ「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（平成6年法律第117号）第2条に規定する被爆者健康手帳の交付を受けた者とする。

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、年額10,000円とする。

(申請)

第5条 新たに見舞金の支給を受けようとする者は、原子爆弾被爆者見舞金申請書（第1号様式）に被爆者健康手帳の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(受給資格の認定等)

第6条 市長は、申請をした者について受給資格を認定したときは、原子爆弾被爆者見舞金支給決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するとともに、原子爆弾被爆者見舞金登録名簿（第3号様式。以下「名簿」という。）に登載するものとする。

2 市長は、申請をした者に受給資格が無いと認定したときは、原子爆弾被爆者見舞金支給非該当通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知する。

(支払日)

第7条 当該年度初日から基準日までに新たに申請をした者、及び前年度までに名簿に登載されている者に対し、資格要件を確認したうえで、見舞金を8月1日に支給する。ただし、8月1日が土曜日、日曜日または休日に該当するときは、翌営業日に支給する。

2 基準日以降、当該年度末前日までに新たに申請書を提出した者については、第3条の資格要件を満

たしている場合に限り、申請書の受理後2か月以内に見舞金を支給するものとする。

(支払の特別措置)

第8条 認定を受けた者が、基準日を過ぎた後、支給日までの間に死亡したときも、見舞金を支給する。

(受給資格の消滅)

第9条 認定を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、受給資格を消滅し、名簿から削除するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 八王子市に住所を有しなくなったとき。
- (3) 見舞金の受給を辞退したとき。

(見舞金の返還)

第10条 市長は、偽り、その他不正な手段により見舞金を受給した者があるときは、見舞金をその者から返還させることができる。

(届出)

第11条 認定を受けた者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに原子爆弾被爆者見舞金異動届(第5号様式)を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所を変更したとき。
- (2) 見舞金の振込口座を変更したとき。
- (3) 見舞金の受給を辞退したとき。

附則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

原子爆弾被爆者見舞金申請書

年 月 日

八王子市長 殿

必要書類を添えて見舞金の申請をいたします。

住 所
氏 名
電 話

生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日

被爆者健康手帳の番号 _____

なお、見舞金は下記金融機関の口座へ振り込まれるようお願いいたします。

振込先金融機関		銀行・信用金庫・農協		支店
振 込 口 座	預金種別	普通預金	当座預金	
	口座番号	_____		
	フリガナ 氏 名	_____		

第2号様式

文 書 番 号
年 月 日

様

八王子市長

原子爆弾被爆者見舞金支給決定通知書

年 月 日付で申請のありました原子爆弾被爆者見舞金について、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

1. 支給金額 _____円

2. 支給開始年度 _____年度（支払い月 _____月）

第3号様式

原子爆弾被爆者見舞金登録名簿

氏名	氏名カナ	郵便番号	住所	電話番号	生年月日	被爆者手帳の番号	認定年月日

第4号様式

文 書 番 号
年 月 日

様

八王子市長

原子爆弾被爆者見舞金支給非該当通知書

年 月 日付で申請のありました原子爆弾被爆者見舞金について、下記のとおり非該当となりましたので通知します。

記

1. 非該当の理由

第5号様式

原子爆弾被爆者見舞金異動届

年 月 日

八王子市長 殿

住所
申請者 電話
氏名

下記のとおり原子爆弾被爆者見舞金の申請内容が変更になったので届け出ます。

記

フリガナ 受給者 氏名	
変更内容	該当する変更内容に○印をつけてください。 1. 住所 2. 氏名 3. 見舞金振込口座 4. 辞退する
変更前	
変更後	